

○個人情報保護委員会告示第十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年10月30日）時点の条番 号を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年10月1日）時点の条番号 を示すものとする。
1～3 [略]	1～3 [同左]
4 適用の範囲	4 適用の範囲
4－1 法第5章の規律対象となる主体	4－1 法第5章の規律対象となる主体
[略]	[同左]

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和8年法律第28号）第2条
国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部	国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和8年法律第78号）第21条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条

（※）令和8年10月30日時点において存続するもの

②～⑥ [略]

(2)～(6) [略]

4-1-2 [略]

4-2 [略]

5～11 [略]

備考 表中の[]の記載は任意である。

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和8年法律第28号）第2条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条

（※）令和8年10月1日時点において存続するもの

②～⑥ [同左]

(2)～(6) [同左]

4-1-2 [同左]

4-2 [同左]

5～11 [同左]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。